

税理士法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

改 正 前

目次

第一章 総則（第一条―第一条の三）
第一章の二 税理士試験（第二条―第七条）
第二章 登録（第八条―第十四条の四）
第三章 雑則（第十五条―第二十七条）
附則

（申告書等）

第一条 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号。以下「法」という。）
（第二条第一項第二号に規定する財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十二条の四を除き、以下同じ。））を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）は、届出書、報告書、申出書、申立書、計算書、明細書その他これらに準ずる書類とする。

（税法に関する研修）

第一条の三 法第三条第三項に規定する財務省令で定める税法に関する研修は、税法に属する科目（法第六条第一号に規定する税法に属する科目をいう。第二条の五第一項において同じ。）について、法第七条第一項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のもを習得することができるものとして国税審議会が指定する研修とする。

2 省 略

（受験資格の認定の申請）

第二条の三 税理士試験（法第六条第一号に定める科目の試験に限る。）の受験資格について法第五条第一項第五号又は第三項に規定する国税審議会の認定を受けようとする者は、別紙第一号様式による税理士試験受験資格認定申請書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類

目次

第一章 同 上
第一章の二 同 上
第二章 登録（第八条―第十四条の三）
第三章 同 上
附則

（申告書等）

第一条 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号。以下「法」という。）
（第二条第一項第二号に規定する財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。））を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）は、届出書、報告書、申出書、申立書、計算書、明細書その他これらに準ずる書類とする。

（税法に関する研修）

第一条の三 法第三条第三項に規定する財務省令で定める税法に関する研修は、法第六条第一号に規定する税法に属する科目について、法第七条第一項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のもを習得することができるものとして国税審議会が指定する研修とする。

2 同 上

（受験資格の認定の申請）

第二条の三 税理士試験の受験資格について法第五条第一項第五号又は同条第三項に規定する国税審議会の認定を受けようとする者は、別紙第一号様式による税理士試験受験資格認定申請書に、次に掲げる書類を添付し、国税審議会会長に提出しなければならない。

を添付し、国税審議会会長に提出しなければならない。

一 法第五条第一項第五号の認定を受けようとする場合、学歴又は職歴を証する書面

二 法第五条第三項の認定を受けようとする場合、事務又は業務の内容を証する書面

2 前項の申請書の提出があつた場合において、国税審議会が法第五条第一項第五号若しくは第三項の認定をしたとき、又はその認定をしなかつたときは、国税審議会会長は、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(受験願書)

第二条の四 税理士試験を受けようとする者は、別紙第二号様式による税理士試験受験願書に次に掲げる書類（会计学に属する科目（法第六条第二号に規定する会计学に属する科目をいう。次条第二項第三号及び第二条の八において同じ。）の試験のみを受けようとする者にあつては、第一号及び第二号に掲げる書類）を添付し、税理士試験受験願書の受付期間内に、当該税理士試験を受けようとする場所を管轄する国税局長を経由して、これを国税審議会会長に提出しなければならない。

一 三 省 略

2 5 4 省 略

5 第一項の場合において、国税局長が税理士試験受験願書を受理したときは、当該税理士試験受験願書は、同項の規定により国税審議会会長に提出されたものとみなす。

(法第七条第二項等の財務省令で定める科目等)

第二条の五 法第七条第二項に規定する財務省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。

一 租税（関税、とん税及び特別とん税を除く。次号において同じ。）に関する法律（税法に属する科目を除く。）

二 省 略

三 税法に属する科目及び前二号に掲げる科目に類する科目

2 法第七条第三項に規定する財務省令で定める科目は、次に掲げる科目と

一 法第五条第一項第五号の認定を受けようとするときは、学歴又は職歴を証する書面

二 法第五条第三項の認定を受けようとするときは、事務又は業務の内容を証する書面

2 前項の申請書の提出があつた場合において、国税審議会が法第五条第一項第五号若しくは同条第三項の認定をしたとき又はその認定をしなかつたときは、国税審議会会長は、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(受験願書)

第二条の四 税理士試験を受けようとする者は、別紙第二号様式による税理士試験受験願書に次に掲げる書類を添付し、税理士試験受験願書の受付期間内に、当該試験を受けようとする場所を管轄する国税局長を経由して、これを国税審議会会長に提出しなければならない。

一 三 同 上

2 5 4 同 上

5 第一項の場合において、国税局長が税理士試験受験願書を受理したときは、当該願書は、同項の規定により国税審議会会長に提出されたものとみなす。

(法第七条第二項等の財務省令で定める科目等)

第二条の五 同 上

一 租税（関税、とん税及び特別とん税を除く。次号において同じ。）に関する法律（法第六条第一号に規定する税法に属する科目を除く。）

二 同 上

三 法第六条第一号に規定する税法に属する科目及び前二号に掲げる科目に類する科目

2 同 上

する。

一・二 省略

三 会計学に属する科目及び前二号に掲げる科目に類する科目

3 省略

(指定研修の要件)

第二条の八 法第八条第一項第十号に規定する財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

一 省略

二 会計学に属する科目を必修とする研修であること。

三 会計学に属する科目について、高度の研修を行うものであること。

四 省略

五 会計学に属する科目に係る研修の効果を測定するために試験が行われ、その試験に合格することが研修の修了要件とされていること。

(税理士名簿)

第九条 省略

2 日本税理士会連合会は、法第十九条第三項の規定により税理士名簿を電磁的記録をもつて作成する場合には、電子計算機（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。第十九条及び第二十二条第三項において同じ。）の操作によるものとする。

(登録の申請)

第十一条 省略

2 法第二十一条第一項の登録申請書（次項及び次条において「登録申請書」という。）には、次に掲げるもの（第二条の四第一項の税理士試験受験願書又は第三条第一項若しくは第二項の申請書の提出の時から氏名又は本籍に変更があつた者以外の者にあつては、第三号に掲げるものを除く。）

一・二 同上

三 法第六条第二号に規定する会計学に属する科目及び前二号に掲げる科目に類する科目

3 同上

(指定研修の要件)

第二条の八 同上

一 同上

二 法第六条第二号に規定する会計学に属する科目（以下この条において単に「会計科目」という。）を必修とする研修であること。

三 会計科目について、高度の研修を行うものであること。

四 同上

五 会計科目に係る研修の効果を測定するために試験が行われ、その試験に合格することが研修の修了要件とされていること。

(税理士名簿)

第九条 同上

2 日本税理士会連合会は、法第十九条第三項の規定により税理士名簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第十九条、第二十二条第三項及び第二十二条の二第二項において同じ。）をもつて調製する場合には、電子計算機（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。第十九条及び第二十二条第三項において同じ。）の操作によるものとする。

(登録の申請)

第十一条 同上

2 同上

を添付しなければならない。

一 五 省 略

六 申請者が法第四条第三号から第十一号まで及び第二十四条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七 省 略

3・4 省 略

(報酬のある公職)

第十二条の二 法第二十四条第二号に規定する財務省令で定める公職は、国税又は地方税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職以外の公職であつて、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)その他の法令(条例を含む。)又はその公職の服務に関する規範により法第二条第二項に規定する税理士業務(第十九条及び第二十六条第一項において「税理士業務」という。)との兼業が制限されていないものとする。

(日本税理士会連合会への通知)

第十四条の四 財務大臣は、税理士であつた者に対して、法第四十八条第一項の規定による決定に係る聴聞又は弁明の機会の付与について行政手続法第十五条第一項又は第三十条に規定する通知を發した場合には、その旨を日本税理士会連合会に通知しなければならない。

(税理士業務に関する帳簿の電磁的記録による作成方法)

第十九条 税理士又は税理士法人は、法第四十一条第三項(法第四十八条の十六において準用する場合を含む。)の規定により税理士業務に関する帳簿を電磁的記録をもつて作成する場合には、電子計算機の操作によるものとする。

(税理士法人の業務の範囲)

第二十一条 法第四十八条の五に規定する財務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務(他の法律においてその事務を業として行うことが制限されているものを除く。)を業として行う業務

一 五 同 上

六 申請者が法第四条第三号から第十号まで及び第二十四条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七 同 上

3・4 同 上

(報酬のある公職)

第十二条の二 法第二十四条第二号に規定する財務省令で定める公職は、国税又は地方税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職以外の公職であつて、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)その他の法令(条例を含む。)又はその公職の服務に関する規範により法第二条第二項に規定する税理士業務(第二十一条及び第二十六条第一項において「税理士業務」という。)との兼業が制限されていないものとする。

(税理士業務に関する帳簿の磁気ディスクによる調製方法)

第十九条 税理士又は税理士法人は、法第四十一条第三項(法第四十八条の十六において準用する場合を含む。)の規定により税理士業務に関する帳簿を磁気ディスクをもつて調製する場合には、電子計算機の操作によるものとする。

(業務の範囲)

第二十一条 法第四十八条の五に規定する法第二条第二項の業務に準ずるものとして財務省令で定める業務は、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務(税理士業務に付随して行うもの及び他の法律においてその事務を業として行うことが制限されているものを除く。)を業として行う業務とする。

- 二 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務
- 三 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務

(税理士法人の名簿)

第二十二条 省 略

2 省 略

- 3 日本税理士会連合会は、法第四十八条の十第三項の規定により税理士法人の名簿を電磁的記録をもつて作成する場合には、電子計算機の操作によるものとする。

(会計帳簿)

第二十二條の二 省 略

- 2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成をしなければならない。

3 9 省 略

(税理士業務を行う弁護士等の通知)

第二十六條 法第五十一条第一項又は第三項の規定により税理士業務を行

うとする弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、これらの規定により税理士業務を行う旨を記載した書面を、所属弁護士会を経由して、当該税理士業務を行う区域を管轄する国税局長に提出しなければならない。

- 2 国税局長は、前項の書面を受理したときは、当該書面を受理したことを証する書面を同項の書面を提出した弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に交付しなければならない。

第一号様式 (日本産業規格A列4)

税理士試験受験資格認定申請書

(税理士法人の名簿)

第二十二條 同 上

2 同 上

- 3 日本税理士会連合会は、法第四十八条の十第三項の規定により税理士法人の名簿を磁気ディスクをもつて調製する場合には、電子計算機の操作によるものとする。

(会計帳簿)

第二十二條の二 同 上

- 2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録(磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものに限る。第二十二條の四において同じ。)をもつて作成をしなければならない。

3 9 同 上

(税理士業務を行う弁護士等の通知)

第二十六條 法第五十一条第一項又は第三項の規定により税理士業務を行

うとする弁護士又は弁護士法人は、これらの項の規定により税理士業務を行う旨を記載した書面を、所属弁護士会を経由して、当該税理士業務を行う区域を管轄する国税局長に提出しなければならない。

- 2 国税局長は、前項の書面を受理したときは、当該書面を受理したことを証する書面を同項の書面を提出した弁護士又は弁護士法人に交付しなければならない。

第一号様式 (日本産業規格A列4)

税理士試験受験資格認定申請書

省 略

注意事項

- 1 申請書及び添付書類は、法第6条第1号に規定する税法に属する科目の試験の受験資格について国税審議会の認定を受けようとする者が国税審議会会長（国税庁内）に提出すること。
- 2 省 略

第二号様式（日本産業規格A列5）

税理士試験受験願書
省 略

注意事項

- 1 省 略
- 2 添付すべき写真の大きさは、縦45mm×横35mmとすること。
- 3 受験資格を有することを証する書面は、法第6条第1号に規定する税法に属する科目の試験を受けようとする者が提出すること。
- 4 省 略
- 5 省 略

第八号様式（日本産業規格A列4）

税務代理権限証書
(様式部分の改正については省略)

注意事項

- 1 「1 税務代理の対象に関する事項」欄には、税務代理（法第2条第1項第1号に規定する税務代理をいう。以下同じ。）の対象となる税目と当該税目の区分に応じた年分等を記載すること。
- 2 「2 税務代理の対象となる書類の受領に関する事項」欄には、税務官公署から送付される書類のうち、「1 税務代理の対象に関する事項」欄に記載した税目・年分等に係る書類の受領について、税務代理を委

同 左

注意事項

- 1 申請書及び添付書類は、国税審議会会長（国税庁内）に提出すること。
- 2 同 左

第二号様式（日本産業規格A列5）

税理士試験受験願書
同 左

注意事項

- 1 同 左
- 2 添付すべき写真は、上半身像（縦4.5cm×横3.5cm）のものとすること。 ㊦
- 3 同 左
- 4 同 左

第八号様式（日本産業規格A列4）

税務代理権限証書
(様式部分の改正については省略)

注意事項

- 1 「1 税務代理の対象に関する事項」欄には、税務代理の対象となる税目と当該税目の区分に応じた年分等を記載すること。
- 2 「2 その他の事項」欄には、法第2条第1項第1号に規定する税務代理の対象から除かれる事項がある場合にその事項を記載し、当該税務代理の範囲を特に限定する場合にはその旨を記載すること。

任する場合にその書類の名称を記載すること。なお、この欄に記載がない書類の受領の代理については、税務代理の対象から除かれることに留意すること。

- 3 「3 その他の事項」欄には、税務代理（税務官公署から送付される書類の受領の代理を除く。）の対象から除かれる事項がある場合にはその事項を記載し、当該税務代理の範囲を特に限定する場合にはその旨を記載すること。

第九号様式（日本産業規格 A 列 4）

<u>申告書の作成に関する計算事項等記載書面</u> (様式部分の改正については省略)
--

注意事項

- 1 「税務代理権限証書の提出」欄の（ ）内には、法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する税務代理の委任を受けた税目を記載すること。
- 2 「4 相談に応じた事項」欄には、法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する税務相談に関し特に重要な事項に関する相談項目を記載すること。
- 3 「5 総合所見」欄には、申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項の総合的な所見を記載すること。
- 4 必要があるときは、税目に応じて各欄の記載事項を変更することができる。

第十号様式（日本産業規格 A 列 4）

<u>申告書に関する審査事項等記載書面</u> (様式部分の改正については省略)

注意事項

- 1 「税務代理権限証書の提出」欄の（ ）内には、法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する税務代理の委任を受けた税目を記載すること。
- 2 「1 相談を受けた事項」欄には、法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する税務相談に関し特に重要な事項に関する相談項目を記載すること。

第九号様式（日本産業規格 A 列 4）

<u>税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面</u> (様式部分の改正については省略)

注意事項

- 1 「税務代理権限証書の提出」欄の（ ）内には、税務代理の委任を受けた税目を記載すること。
- 2 「2 の「備考」欄には、提示を受けた帳簿書類のうち、計算し、又は整理したもの以外のものを記載すること。
- 3 「4 相談に応じた事項」欄には、法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する税務相談に関し特に重要な事項に関する相談項目を記載すること。

第十号様式（日本産業規格 A 列 4）

<u>税理士法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面</u> (様式部分の改正については省略)

注意事項

- 1 「税務代理権限証書の提出」欄の（ ）内には、税務代理の委任を受けた税目を記載すること。
- 2 「1 相談を受けた事項」欄には、法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する税務相談に関し特に重要な事項に関する相談項目を記載すること。

- 3 「4 審査結果」欄には、申告書が法令の規定に従って作成されている旨を記載すること。
- 4 「5 総合所見」欄には、申告書に関し審査した事項の総合的な所見を記載すること。
- 5 必要があるときは、税目に応じて各欄の記載事項を変更することができる。

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定、第一条の三第一項の改正規定、第二条の三の改正規定、第二条の四の改正規定、第二条の五の改正規定、第二条の八の改正規定、第十一条第二項第六号の改正規定、第二章中第十四条の三の次に一条を加える改正規定、第一号様式注意事項1の改正規定及び第二号様式裏面注意事項の改正規定（同様式裏面注意事項2に係る部分を除く。） 令和五年四月一日
- 二 第八号様式の改正規定、第九号様式の改正規定及び第十号様式の改正規定 令和六年四月一日
- 三 第二十六条の改正規定 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）の施行の日（令和四年十一月一日）

- 3 「4 審査結果」欄には、申告書が法令の規定に従って作成されている旨を記載すること。